

令和4年1月21日開催

令和4年
第12回

函館市農業委員会総会

議事録

函館市農業委員会

令和4年第12回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月21日（水）開会 14：00 閉会 15：10

2 開催場所 函館市役所 8階大会議室

3 出席委員

議長	大槻寅男	4番	川村稔
1番	西浦克彦	6番	佐藤勉
2番	立藏義春	7番	近江政夫
3番	八戸千修	8番	山田美代子
		9番	菅原秀樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松浦眞人	主査	河合直樹
局次長	榎本剛	主事	佐々木将汰
農地課長	加藤秀紀		

以上5名

5 付議事項

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 議案第2号 | 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について |
| 議案第5号 | 荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について |
| 議案第6号 | 函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について |
| 議案第7号 | 函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について |
| 報告第1号 | 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について） |

14：00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和4年第12回農業委員会総会を開会いたします。
まずははじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員はご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案7件、報告1件、計8件となっております。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。
それでは、本日の日程に進みます。
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員には、8番山田委員、9番菅原委員の両名を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。
次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。
本件にかかわって、番号4は八戸委員が、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。
そこで議事の流れですが、番号1から番号3については、全員で審議を行い、その後、番号4については、八戸委員に退室いただいたうえ、審議したいと考えております。
このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。
はじめに、番号1から番号3を議題といたします。
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の4ページをご覧願います。
議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。
本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が4件あったことから、審議を求めるものでございます。
5ページをお開き願います。

番号 1 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、3千533 平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の 3 名の農業委員にて 12 月 14 日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続いて、6 ページをお開き願います。

番号 2 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、4千958 平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の 3 名の農業委員にて 12 月 14 日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続いて、7 ページをお開き願います。

番号 3 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2千158 平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の 3 名の農業委員にて 12 月 14 日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して 9 番菅原委員からご報告願います。

9 番（菅原委員）

議案第 1 号、土地の現況証明書の交付について番号 1 から番号 3 に係る現地調査結果ですが、この案件について、川村委員、佐藤委員と私を合わせた農業委員 3 人と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について、申請地は、長期にわたり、耕作されていない土地で、雑木が繁茂する、山林状態がありました。

番号 2 について、申請地は、長期にわたり、耕作されていない土地で、雑草、雑木が繁茂する、原野状態がありました。

番号 3 について、申請地は、大部分が崖地になっている耕作に適さない土地で、雑木が繁茂している山林状態がありました。

のことから、番号 1 から番号 3 について全て、農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第 1 号番号 1 から番号 3 についての調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」のうち番号1から番号3についてを採決いたします。お諮りいたします。

各件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

続きまして、番号4を議題といたします。

八戸委員はご退室願います。

（八戸委員 退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

8ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、千583平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて12月14日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して9番菅原委員からご報告願います。

9番（菅原委員）

議案第1号、土地の現況証明書の交付について番号4に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号4について、申請地は、長期にわたり、耕作されていない土地で、雑木が繁茂する、山林状態がありました。

のことから、番号4について、農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号番号4についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようすでこれより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」のうち番号4についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議長（大槻会長）

本件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。
八戸委員は入室願います。

（八戸委員 着席）

次に、日程第3、議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号2は私が、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで議事の流れですが、番号1については、全員で審議し、番号2については、私が退室し、議長を立候補者に代わりまして審議を行いたいと考えております。このような進め方でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。
まずは、番号1を議題といたします。
はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の9ページをご覧願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件については、農地法第18条第6項の規定により、2件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について審議を求めるものでございます。

10ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、4千824平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、令和3年4月30日付け農用地利用集積計画で、解約申入れ日、合意解約日、土地の引渡日は令和4年11月30日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番菅原委員から、ご報告願います。

9番（菅原委員）

議案第2号農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について事務局から説明を受け、合意解約における要件について調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま 調査委員から報告を受けましたが、本件について合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」のうち番号1を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

それではここで、議長を立藏職代に代わります。

（大槻会長 退室）

（立藏職代 議長交代）

議長（立藏職代）

それでは、番号2を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

11ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万5千126平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、令和4年3月28日付け農用地利用集積計画で、解約申入れ日、合意解約日、土地の引渡日は令和4年11月30日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏職代）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番菅原委員から、ご報告願います。

9番（菅原委員）

議案第2号農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号2について事務局から説明を受け、合意解約における要件について調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号2の調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏職代）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようすでこれより、ただいま議題となっております
議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」のうち番号2を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏職代）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

大槻会長は入室願います。

（大槻会長 着席）

ここで、議長を会長に代わります。

(議長を大槻会長に交代)

議長（大槻会長）

次に、日程第4議案第3号「農地法 第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の12ページをご覧願います。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の所有権移転の許可申請があつたので、審議を求めるものでございます。

13ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、4千824平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人の住所・氏名および譲受人の経営面積等は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が経営規模縮小、譲受人が相手方要望となっております。

なお、このページの下段が箇所図、14ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番菅原委員から、ご報告願います。

9番（菅原委員）

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について農地の所有権移転に対する判断基準の要件について申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号の調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号6は西浦委員が、番号7から番号10は私が、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで議事の流れですが、番号1から番号5は全員で審議し、番号6については、西浦委員に退室いただき審議し、番号7から番号10については、私が退室し、議長を、立藏職代に代わりまして審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

はじめに、番号1から番号5を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の15ページをご覧願います。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転および利用権設定10件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

議案書の 16 ページをご覧願います。

番号 1 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7 筆合計 1 万 4 千 6 1 7. 5 3 平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、17 ページが箇所図、18 ページが調査書となってございます。

以上でございます。

続きまして議案書の 19 ページをご覧願います。

番号 2 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2 筆合計 1 6 2 平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、20 ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の 21 ページをご覧願います。

番号 3 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2 筆合計 1 6 2 平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、22 ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の 23 ページをご覧願います。

番号 4 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2 1 4 平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、24 ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の 25 ページをご覧願います。

番号 5 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7 千 1 1 7 平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、26 ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9 番菅原委員から、ご報告願います。

9 番（菅原委員）

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号 1 から番号 5 に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 から番号 5 について申請書に基づき、資料を確認し、今後の農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員 3 人が確認、判断できる範

団で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号 番号1から番号5の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号1から番号5を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

続いて、番号6を議題といたします。

西浦委員はご退室願います。

（西浦委員 退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の27ページをご覧願います。

番号6についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、4筆合計1万3千546平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が生前贈与、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、28ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番菅原委員から、ご報告願います。

9番（菅原委員）

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号6に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号6について農地の所有権移転に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、譲渡人および譲受人の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号番号6の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようすでこれより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号6を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

西浦委員は入室願います。

（西浦委員 着席）

それではここで、議長を立藏職代に代わります。

(大槻会長 退室)

(立藏職代 議長交代)

議長（立藏職代）

それでは、番号7から番号10を議題といたします。
はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の29ページをご覧願います。

番号7についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万5千126平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が相手方要望となっております。

なお、このページの下段が箇所図、30ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の31ページをご覧願います。

番号8についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、千937平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が相手方要望となっております。

なお、このページの下段が箇所図、32ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の33ページをご覧願います。

番号9についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、8千191平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が相手方要望となっております。

なお、このページの下段が箇所図、34ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の35ページをご覧願います。

番号10についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、千940平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が相手方要望となっております。

なお、このページの下段が箇所図、36ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏職代）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番菅原委員から、ご報告願います。

9番（菅原委員）

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号7から番号10に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号7から番号10について農地の所有権移転に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、譲渡人および譲受人の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号番号7から番号10の調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏職代）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、計画内容が適正であるかどうか審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号7から番号10を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、適正な計画と認め、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏職代）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

大槻会長は入室願います。

（大槻会長 着席）

ここで、議長を会長に代わります。

（議長を大槻会長に交代）

議長（大槻会長）

次に、日程第6、議案第5号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の37ページをご覧願います。

議案第5号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」をご説明申し上げます。

38ページをお開き願います。

農地・非農地の判断対象地一覧表でございます。

表の左から、番号、土地の所在、地目、面積、所有者氏名となっておりまして、その次の列が、現地調査年月日となっております。

農地利用状況調査については、農地法第30条に基づき、3回に分けて実施したところでございます。

第1回目は、事務局で遊休農地の確認を行い、第2回目には、推進委員の担当地区ごとに農業委員と推進委員の合同で現地確認いただき、遊休農地か非農地かの協議をしていただきました、9月14日、15日、16日のその日を現地調査年月日としております。

続いて、その次の列が、荒廃農地確認日となっており、こちらは、農地利用状況調査の3回目の調査日で、地区ごとに会長室にて、図面と写真を確認し、協議し、最終の判断をしていただきました、10月12日、13日、14日のその日を荒廃農地確認日としております。

なお、この一覧は、基本的に3回目の判断で「非農地」と判断された土地で、「農地利用状況調査」の終了後には、事務局から各農地所有者に対しまして、「非農地」に判断されている旨の事前通知を送付しておりますが、これに対して、異議の申し出はありませんでした。

なお、一番右側が「農地・非農地の判断結果」ということで、空欄になってございますので、今回、各土地についてご審議いただきたいと存じます。

件数は、この38ページから42ページにかけて合計83件、実面積で、合計38万8千732.00平方メートルとなっております。

なお、この後、ご審議をいただき、議決後は、各土地所有者に対しまして「非農地通知書」を送付することとなります。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、この一覧表は、本年実施した農地利用状況調査に基づく結果でございます。

これより、各件について、農地に該当するか否かご審議いただきたいと存じます。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大槻会長）

発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第5号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、「非農地」と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、各件は、「非農地」と決定いたしました。

次に、日程第7、議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の43ページをご覧願います。

議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」をご説明申し上げます。

皆様の机上に配布しております「農地利用最適化推進委員の委嘱までのスケジュール概要」および「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程」も同時にご確認願います。

本件につきましては、来年の委員改選に伴う推進委員候補者の募集等に関し、本規程第3条第2項に規定された「農業委員会が定めた日」、すなわち候補者の募集等を開始する日について審議を求めるものでございます。

募集等につきましては、農業委員会法施行規則第4条第1項の規定により、「農業委員候補者および推進委員候補者の募集等を同時に行うことができる」と規定されており、前回の改選時では、募集等の開始日を合わせております。

44ページをお開き願います。

こちらが、農業委員会が定めた日（案）でございます。

この案でございますが、市長部局で決定する農業委員候補者の募集等の開始日が既に、令和5年2月3日に決定されていることから、前回と同様に、推進委員の募集等の開始日も同日の令和5年2月3日とするものであります。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

(なし)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております、議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第8、議案第7号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の45ページをご覧願います。

議案第7号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程第3条第1項の規定に基づく候補者の募集等に係る当該要領の制定について、審議を求めるものでございます。

46ページをお開き願います。

このページから56ページまでが要領（案）となっております。

この案につきましては、前回の内容の時点修正と文言整理を行ったものとなっており要件等の変更はございません。

議案書の49ページをご覧願います。

募集等の受付期間につきましては、議案第6号にて決定しました「農業委員会が定めた日」の令和5年2月3日金曜日から3月2日木曜日までの28日間となっております。

議案書ページを戻りますが、47ページをご覧願います。

推進委員の任期につきましては、概ね3年で農業委員会が委嘱した日から、農業委員の任期となります令和8年7月21日までとするものであります。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

（なし）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第7号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第9、報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の57ページをご覧願います。

報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が7件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

58ページをお開き願います。

このページの番号1から64ページの番号7まで市街化区域4件、区域外3件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、4点お話をございます。

まず、1点目ですが、12月1日本木曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。

本調査は、旧亀田地区を対象に、佐々木推進委員、山口推進委員、保志場推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については、「把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかった。」との報告内容でございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について各委員から、何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

続いて、2点目ですが、私の会議報告でございます。

去る、12月1日に、東京都で開催されました令和4年度全国農業委員会会長代表者集会に事務局次長と出席しております。

続いて、3点目ですが、次の総会は、1月26日本木曜日午後2時から市役所8階第2会議室において開催いたします。

また、議案の締切日は、1月5日本木曜日となっております。

続いて、4点目ですが、次回総会の現地調査日は、1月19日本木曜日午後1時からとなります。

それでは、1月の現地調査委員を指名いたします。

2番立藏委員、7番近江委員、8番山田委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

15：10 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 山田美代子

署名委員 萩原秀樹